

様式第2号（第8条関係）

利根町パブリックコメント実施結果表

1. パブリックコメント実施の概要	
政策等の名称	利根町環境基本計画（案）
意見等募集期間	令和7年12月18日（火）から令和8年1月23日まで
意見等提出者数及び整理番号	1名 （NO. 1～NO.37）
意見等提出件数	37件

利根町環境基本計画(案)パブリックコメント意見対応

通番	ページ	章	セクション	サブセクション	行	提出された意見の概要	対応方針	具体的な対応
1	3	第1章	2-1	(1)		「COP21」が「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」を表すのだろうが、「COP」は、「Conference of the Parties」の略にすぎず、条約の「締約国会議」であり、きちんと条約名を書くべきだと思います。なお、4ページの(3)生物多様性の1行目でも「COP15」とあり、それは、「国連生物多様性条約第15回締約国会議」と明記されています。読み手が混乱しないようお願いします。	本文を修正	・3ページの当該箇所は、「 <u>国連気候変動枠組条約第21回締約国会議</u> 」(FCCC-COP21、以下「COP」とする)と修正しました。 ・4ページの当該箇所は、「 <u>国連生物多様性条約第15回締約国会議</u> 」(CBD-COP15)と修正しました。
2	4	第1章	2-1	(3)	5	「30by30」が、陸と海の30%以上を保全する目標だろうとは想像できますが、この場合の「by」とはどういう意味ですか？英語が得意ではない私などは、「30 by 30目標」と書かれていても意味が分かりません。たぶん、この計画は、一般町民も読み、理解する必要があるのだろう。書き手は当然わかるだろうという前提で書いているのでしょうか。	用語解説に 追記	<u>「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」とは、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。30%以上を2030年まで(by)に達成するといった意味を含めたキーワードとなっています。</u>
3	6	第1章	2-1	(4)の2)	8	確かに「プラスチック製買い物袋」なのですが、「(レジ袋)」と、続けて入れると、「ああ、レジ袋、有料化」とすぐに思い出すと思います。	本文に追加	プラスチック製買い物袋 <u>(レジ袋等)</u>
4	7	第1章	コラム		6	このコラムは、令和6年(2024)年4月1日以前に書かれたのだろうと思いますが、令和8年1月の今、「なりました。」とした方がいい、あるいは、この協定そのものが廃止されたという残念なことになっているかも、そんな余計な想像をしてしまいました。この計画は、立派なものだろうと思います。だからこそ、細部にも気を配って欲しいと思います。	本文を修正	有効となりました。
5	9	第2章	1-1		2	「水辺の町となり、」は、「水辺の町です。」とした方が、分かりやすい日本語になると思います。以前、編集の仕事をしていた経験から、「～となる」という表現は、あるものが違う別のものに変化することを意味し、決して、「となります」は、正しい敬語ではないと思います。世間では多用されていますが。	本文を修正	「 <u>水辺の町であり、</u> 」
6	9	第2章	1-2	図2-1		利根町のデータがないため、近隣の龍ヶ崎市のデータをもってきたのだろうと思いますが、利根町と龍ヶ崎市の降水量、平均気温が同じだといえるかどうか、もちろん大いに参考にしうとは思いますが。	回答	ご指摘のとおり、利根町には気象観測局がないため、近隣の龍ヶ崎市の気象観測局のデータを使用しています。

利根町環境基本計画(案)パブリックコメント意見対応

7	13	第2章	2-1	(2)	9	この段落で、外来種の侵入について論じています。その例として、ナガエツルノゲイトウ（植物）やブラックバス、カダヤシ（魚類）を挙げていますが、私としては、ミシシippアカミミガメについても触れてほしかった。水辺のいたる所にいるカメは、みんなミシシippアカミミガメばかり、在来種のイシガメは見られなくなりました。	本文に追加	カダヤシ（魚類）、 <u>ミシシippアカミミガメ</u> （は虫類）などの
8	14	第2章	2-2	(1)	6	観測地点の名称が「印西高花」と呼ばれているのでしょうか。それとも「印西市高花」という地名にある機器のことなのでしょうか。「市」がいる入るか入らないかの違いにすぎないのですが、できる限り正確なものでありたい。	補足と 本文を修正	・印西高花（いんざいたかばな）という測定局の名称のため、名称はそのままとし、カッコ内の二つの測定局名の位置を移動しました。 ・近隣市町村に設置されている測定局（ <u>取手市役所、印西高花</u> ）の
9	15	第2章	2-2	(2)の1)	3	河川の利用目的に応じて、水域類型ごとに基準値が定められ、利根川下流、小貝川、新利根川は「A類型」に指定されているということですが、その類型は、AがあるならBもあるだろうと想像できますが、いくつの類型に分けられ、それはどういう意味があるのか知りたいと思います。	用語解説に 追記	※水域類型 公共用水域の水質を保全するために設定される分類であり、河川が6類型、湖沼が4類型、海域が3類型に分けられていて、それぞれ達成すべき水質基準が定められている。 また、水域類型の指定は、政令で定める特定の水域について環境省大臣が行い、そのほかは都道府県知事が行うことになっている。 茨城県の河川の場合、一般項目は「AA」「A」「B」「C」「D」「E」の6つの類型、水生生物保全項目には「生物A」「生物B」「生物特A」「生物特B」の4つの類型。
10	16	第2章	2-2	(2)の3)	1-3	「町内の一部地域では下水道の接続が可能です。」という記述から、「下水道に接続できるのは一部のみ」と受けとってしまいました。本文4行目には「本町の下水道普及率は88.3%」とあり、88.3%の普及率と「町内の一部地域では接続が可能です。」とは、どう理解すべきでしょうか。	本文を修正	本町では公共下水道が整備され、利根浄化センターにおいて下水処理が行われています。この施設では、霞ヶ浦常南流域下水道（つくば市から、牛久市、龍ヶ崎市を経て利根町に至る地域及び河内町、稲敷市(旧新利根町)の4市2町が対象地区）の下水を適切に処理し、環境負荷の低減に努めています。

11	18	第2章	2-3	(2)	3-4	「オゾンホール」と「フロン類」との関係が分かりません。かつて冷蔵庫に使われていた「フロンガス」が問題になったことがあります。フロン類削減の重要性をもっと分かりやすく、なぜ「ホール」ができるのか、「ホール」があることによってどんな問題があるのか、説明いただければいいと思います。「有害な紫外線」が吸収されないだけでは不十分だと思います。	用語解説に 追記	※オゾンホール 南極上空のオゾン層が大きく薄くなる現象を指す。主に8月から9月に発生し、11月から12月にかけて消えていく。オゾン層が薄くなると紫外線を遮る力が弱まり、地表に届く紫外線が増える。主な原因は、CFC（クロロフルオロカーボン）などの人工的な化学物質である。 増えた紫外線は、プランクトンの減少を通じて海の生態系や漁業に影響を与え、作物の生育にも悪影響を及ぼす可能性がある。こうした影響は経済的損失につながる恐れがある。 2024年の南極オゾンホールの最大面積は約2,240万km ² に達し、南極大陸の約1.6倍に相当する。オゾン層を破壊する物質は減少傾向にあるものの、依然として大規模なオゾンホールが発生している。
12	18	第2章	2-3	(2)	5	今の小学生、中学生の理科では、「pH値」が常識なのかもしれませんが、高齢者にとって、「pH」はなじみのものではなく、「アルカリ性、酸性」できたものにも分かりやすくpH値が小さくなるほど中性、酸性になるなどの説明は、紙面の都合で無理なのでしょうか。	用語解説に 追記	※pH値 pH値とは、水溶液の酸性・中性・アルカリ性を示す指標です。pHは0から14のスケールで表され、7が中性、7未満は酸性、7より大きいとアルカリ性とされます。pHは「水素イオン濃度」を基に算出され、食べ物や飲み物の味、土壌の質、プールの水質管理など、私たちの生活においても重要な役割を果たしています。
13	26	第2章	施策1	①の◆の1つ目	4	①の最初の◆の4行目に「浮遊城粒子物質」とありますが、「浮遊粒子状物質」ではありませんか。よくある間違いですが、完成品にそうした間違いがない方がいい。読んでいて気づく人は気づきますから。	本文を修正	「 <u>浮遊粒子状物質</u> 」
14	27	第2章	町民の取組	全体		町民の取組 ①の次が③、④、⑤になっていて、②がありません。ケアレスミスですが、念のため。	本文を修正	当初、p21の表の番号と対応して記載していましたが、誤解を招きやすい表現となっていたことから、p21の表とp22からp39の本文の記載を「◆」と「・」に修正しました。

利根町環境基本計画(案)パブリックコメント意見対応

15	32	第2章	町民の取組①	◆の3つ目	3	「ZEH」については、資料編に「用語解説」があり、108ページに「ZEH」の解説が乗っていました。必要に応じて、「用語解説」を参照できるようにしてはどうでしょうか。	本文に追加	用語解説を記載した本文のキーワード（最初に出てきた箇所のみ）に「*」を追記して、「用語解説」を参照できるようしました。他のキーワードも同様に追記しました。
16	32	第2章	町民の取組①	◆の4つ目		最初、「統一省エネラベル」を「統一省・エネラベル」と読んでしまいました。「統一省」という省があるだろうか、などと考えてしまいました。「省エネラベル」なら、すんなり入ってきます。書き手と読み手のずれ違いです。こんなまちがい、私だけ？統一「省エネラベル」はおかしいですか？	用語解説に追記	※統一省エネラベル 統一省エネラベルとは、家電等の省エネ基準を定めており、省エネ法で規定されています（トップランナー制度）。この基準を達成しているかどうか等の省エネ性能を、消費者に向けて小売事業者等が分かりやすくラベル（統一省エネラベル等）で表示するものです。 現在、照明器具、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気便座、テレビ、電気温水機器、ガス・石油温水器、エアコンに設定されています。
17	34	第2章	施策2 現状と課題	①の◆の3つ目	2	「適応策を検討して必要」は、「検討して」のあとに「い」がはいると思います。この手の指摘を「て、に、を、は」の指摘だ、パブコメの本来の目的ではない、という職員がいましたが、間違いは間違いです。あとあとまで残る文書ですから、直して欲しいと思います。	本文を修正	「検討して <u>いく</u> 」
18	34	第2章	町の取組①	◆の3つ目	2	「既に影響が現れているかどうか」の「が」は「か」ですね。たいした意味もない指摘です。すみません。	本文を修正	緊急性（既に影響が現れている <u>か</u> どうか）
19	34	第2章	町の取組	最後の◆		この計画で、初めて「PDCAサイクル」が出てきました。何度も見たとおなじみのものですが、念のため、PDCAサイクルについて、P42に詳しい説明があります。その旨、記載しておくとうれしいです。	本文に追記	PDCAサイクルを回し（第2章4-2、P42参照）、
20	38	第2章	施策2 町の取組	◆の4つ目		町民の中に、朝の散歩のおりに、町のゴミ袋をもって、ゴミひろいをしながら、歩いている人がいるという話を聞きました。そうした情報は、広報紙などに反映されているのでしょうか。尊い活動だと思います。	回答	このたびは、貴重なご意見をいただきありがとうございます。広報誌に掲載はしておりませんが、大変ありがたく感じております。 引き続き、町の環境美化にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
21	39	第2章	コラム	右下		「きずなBOX」について、107ページの用語解説に説明がありました。まだ知らない町民もいると思います。「107ページの解説を参照」などと入れることはできませんか。	本文に追記	用語解説を記載した本文のキーワード（最初に出てきた箇所のみ）に「*」を追記して、「用語解説」を参照できるようしました。

利根町環境基本計画(案)パブリックコメント意見対応

22	47	第3章	2-2		9	2050年の「カーボンニュートラル」は、重要なキーワードです。その「用語解説」が107ページにあります。そのことを「用語解説参照」などの文言を入れることはできないでしょうか。	本文に追記	用語解説を記載した本文のキーワード（最初に出てきた箇所のみ）に「*」を追記して、「用語解説」を参照できるようしました。
23	54	第3章	事業者が推進する取組	1)の1つ目の○		一つ目の○に「拡大生産者責任」という用語があります。「拡大生産者責任」は、56ページの「事業者が推進する取組」の1)でも出てきます。「責任」とあるので、何かの法律で規定されているものなののでしょうか。	用語解説に追記	<p>※拡大生産者責任</p> <p>日本では、EPRに関連する法制度の整備が進められている。例えば、2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」の基本方針にEPRが導入されている。</p> <p>また、EPRに関連する各種リサイクル法には、以下のようなものがあり、それぞれの法の中で、この基本的な考え方が取り込まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①容器包装リサイクル法 ②家電リサイクル法 ③食品リサイクル法 ④建設リサイクル法 ⑤自動車リサイクル法 ⑥資源有効利用促進法 ⑦プラスチック資源循環法
24	54	第3章	事業者が推進する取組	1)の3つ目の○		事業者の皆さんは、「ZEB」だけで意味が分かるのでしょうか。108ページの「用語解説」に「ZEB」がありますが。知らない用語が多すぎます。専門家しか読まない「基本計画」であってはならないと思います。丁寧に「参照ページ」を記載していただければと思います。	本文に追記	用語解説を記載した本文のキーワード（最初に出てきた箇所のみ）に「*」を追記して、「用語解説」を参照できるようしました。
25	57	第3章	町が推進する取組	1)の2つ目の○		「合理的な利用努め」「利用」と「努め」の間に、「に」が抜けています。ケアレスミスです。念のため。	本文を修正	「合理的な利用に努め」
26	62	第3章	事業者が推進する取組	1)の1つ目の○		HV車、EV車はよく耳にしますが、「FCV車」というのは、どんな車でしょうか。	用語解説に追記	<p>※FCV車</p> <p>Fuel Cell Vehicle（燃料電池自動車）の略で、燃料電池を搭載した自動車です。燃料電池は水素と空気中の酸素の化学反応で発電します。</p> <p>多くのFCVは水素ステーションで水素を補給し、それを燃料として走りますが、水素以外にメタノール、エタノール、天然ガスなどを燃料として水素に改質をして利用するFCVもありますが現在市販されているFCVやこれから市販が予定されているFCVのほとんどが水素を燃料にしています。</p>

利根町環境基本計画(案)パブリックコメント意見対応

27	69	第4章	1-2	(1)	3	「国連気候変動枠組条約第28回締約国会議」は、2023年12月です。2024年に作成した「基本計画」では、確かに「昨年」ですが、今現在、パブコメを書いているのは、2026年であり、「昨年」ではないので、こういう問題はこうしたらよいのでしょうか。	本文を修正	「令和5（2023）年の」
28	72	第4章	1-3	(2)の①	2	桜が植えられているのは、河川敷ではなく、堤防です。「河川法」による「河川敷」の定義は、堤防と堤防ではさまれたエリアであり、堤防は河川敷ではないと思います。	本文を修正	「河川敷には」→削除
29	75	第4章	2-1	(2)の②		「単時間」ではなく「短時間」です。	本文を修正	②短時間強雨
30	78	第4章	2-2	(2)	3と7	「無効水日」は「無降水日」だと思います。	本文を修正	「無降水日」
31	80	第4章	3の下の青線囲み			この「(1)の」に該当する「(1)」は、どこにある「(1)」なのでしょう。そこには、「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」があるように読めるのですが、それはどこにある、どこが発出した「意見具申」なのでしょう。	本文を修正	・ <表4-7の「選定理由」>とし、表4-7の「選定理由」の項目の説明であることを明記しました。 ・ (1)の「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」において、の「の」を削除しました。
32	82	第4章	4-1-1	(2)	5	「早世品種」は「早生品種」の誤りではないですか。そして、稲の場合は、「早稲」と表記するのが普通だと思います。この「早世品種」という表記は見たことがないので、、、。「早生」を「そうせい」と読み、変換ミスかもしれません。	本文を修正	「早生品種」
33	88	第4章	4-4-1	(1)	1	「おける」が2つ続いて、日本語としておかしい。「近年の茨城県における降雨状況は」にしたらどうですか。「茨城県の、近年における降雨状況は」でもいいですけど。	本文を修正	「近年における茨城県の降雨状況は」
34	89	第4章	4-4-1	①	5(7)	「つとめる」は、「務める」ではなく、今まで使ってきた「努める」に統一した方がいいと思います。「努める」であれば「ああ、努力目標なんだな」とわかりますので。	本文を修正	「努める」
35	95	第4章	4-5-1	③	3	「気候変動適法」ではなく、「適応法」の「応」の字が抜けています。	本文を修正	「気候変動適応法」
36	98	第4章	4-6-1	(2)		「関連以下のような」の「関連」はいらないと思います。「関連」がいることの意味が分かりません。	本文を修正	「以下のような」

利根町環境基本計画(案)パブリックコメント意見対応

37	100	第4章	4-6-2	(2)	2	「今までは」ではなく、「今では」と書きたかったのだろうと思います。どうでもいいことなのかもしれません。でも、「基本計画」は町にとって重要な公の文書となるはずです。ということは、その文書の「品質」が問われるはずで、パブコメの本来の目的ではないのですが、町民が町の「基本計画」に目を向けていることの証明になると思います。がんばってください。	本文を修正	「今では」
----	-----	-----	-------	-----	---	--	-------	-------